

## ワクチンの使用制限期間の見直し

- 1 家畜及び水産動物用のアジュバント加ワクチンには、従来、注射局所におけるアジュバント等異物の消失に基づいて使用制限期間（と畜場等へ出荷前のワクチンを接種してはならない期間）を設定し、その間に家畜等を出荷しないことをもって、食品としての畜産物の安全を確保してきました。
- 2 今般、農林水産省は、畜水産物の安全を的確に確保する観点から、使用制限期間の設定の可否をアジュバント等のワクチン添加剤の人への健康影響に基づいて判断することとしました。  
これにより、食品安全委員会の評価において、ワクチンの添加剤として使用される限り人への健康影響は無視できるとされた成分のみを添加剤として使用するワクチンは、使用制限期間を設定しなくても、畜水産物の安全を確保することが可能となります。
- 3 また、使用制限期間の見直しにより、ワクチン開発のコスト低減や期間短縮が図られるだけでなく、使用制限期間に制約されることなく、生産現場のニーズに合った新しいワクチンの開発が可能となります。
- 4 ただし、引き続き次の点に御留意願います。
  - (1) ワクチン接種に伴う発熱等の著しい反応を示す家畜が食用に供されることがないように、従来より、厚生労働省は、生物学的製剤（ワクチン等）の注射後20日以内の家畜の出荷を控えるよう指導していますので、遵守をお願いします。
  - (2) ワクチン接種後に注射局所の反応（炎症、腫脹、硬結（家畜）、腹腔内の臓器癒着（水産動物）等）が見られる場合があります。これらはワクチン接種以外でも見られる通常の生体反応ですが、と畜検査等や食品の加工・流通過程において、これらの部分は廃棄等の対象となる場合があります。